

# 報 道 資 料

平成30年8月21日  
総務部法務文書課  
県政情報係 中島、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第208号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第197号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年8月22日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部警務課）
- ◎ 対象行政文書：人事記録
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：
    - ア 写真、職員番号欄、生年月日欄、旧氏名欄、本籍欄、出生地欄、現住所欄、学歴欄、家族（同居）欄、採用後の所属経歴欄の一部、任用欄の一部、退職事項欄の一部、研修欄、懲戒欄、療養欄、表彰欄、拝命以前の経歴欄、採用以前の経歴欄、拝命以後の経歴欄、採用以後の経歴欄
    - イ 氏名ふりがな欄の一部、欄外に記載の氏名の一部
  - 不開示理由：
    - ア 上記不開示部分のア  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
    - イ 上記不開示情報のイ  
条例第7条第2号に該当  
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成23年5月1日時点で高田警察署に所属していた全警察官のうち、交通課及び地域課に勤務する者の人事記録である。

人事記録は、実施機関における人事管理のために必要な情報として、警務部警務課長が保管しているものである。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

##### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、職員の氏名、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴、家族、採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、研修歴、懲戒歴、療養歴等職員個人に関する詳細な情報が記載されていた。これらの情報は、全体が実施機関の職員に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることから、本件不開示情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

##### (2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣

行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同号ただし書アについて、人事記録は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではない。

実施機関の職員の懲戒処分については、その概要が実施機関により公表されていることから、審査請求人は、本件不開示情報のうち「懲戒欄」について、慣行として公にされている情報又は公にされることが予定されている情報であると主張している。しかしながら、人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、「懲戒欄」に係る記述に、過去に公表された懲戒処分に係る情報が一部含まれているとしても、プライバシー情報の一部を構成するものとして捉えることが相当であり、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当しない。

また、本件不開示情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件不開示情報は、職員個人に関する詳細な経歴の情報であり、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ウに該当しない。

### (3) 条例第8条第2項該当性について

条例第8条第2項は、行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

審査請求人は、「採用後の所属経歴欄」及び「任用欄」について、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれはないと主張しているが、人事記録は、前述のとおり、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、条例第8条第2項に規定する部分開示になじまないと認められる。

### (4) まとめ

以上のことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年12月28日		
② 決定	平成25年2月25日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成25年3月2日		
④ 諮問	平成25年3月14日		
⑤ 経過	平成29年10月27日	第212回審査会	審議
	平成29年11月24日	第213回審査会	審議
	平成30年1月25日	第215回審査会	審議
	平成30年2月22日	第216回審査会	審議
	平成30年3月20日	第217回審査会	審議
	平成30年4月27日	第218回審査会	審議
	平成30年5月25日	第219回審査会	審議
	平成30年6月27日	第220回審査会	審議
	平成30年7月24日	第221回審査会	審議